

代表出張旅費規程

第1条（目的）

この規程は、聴覚障がい者ラグビー（以下「デフラグビー」という）代表選手及び選抜選手・強化指定選手・スタッフが、特定非営利活動法人日本聴覚障がい者ラグビーフットボール連盟（以下「本連盟」という）の指示命令により、国内外の合宿・練習・遠征等をする場合の出張旅費等の精算について定めたものである。

第2条（適用）

この規程は、デフラグビー代表選手及び選抜選手・強化指定選手・スタッフとして、本連盟の正会員の上、本連盟の理事長の承認を経た者に適用する。

なお、助成金等の申請が通った場合に適用する。

第3条（適用範囲）

この規程の適用範囲は、次に挙げるカテゴリー通りとする。

（1） 15人制

- ① 日本代表
- ② 日本選抜
- ③ 強化指定選手

（2） 7人制

- ① 日本代表
- ② 日本選抜
- ③ 強化指定選手

2、選手は15人制においては25名以下とし、7人制については12名以下とする。

3、スタッフは15人制においては10名以下とし、7人制については5名以下とする。

第4条（旅費の種類）

旅費の種類は、鉄道、航空機、船舶およびバス、必要に応じタクシーを利用する場合の運賃、料金（以下交通費等という）そして宿泊料金等からなる。

第5条（出張の種類）

出張の種類は次の通りとする。

- （1） 国内合宿及び国内遠征
- （2） 海外合宿及び海外遠征
- （3） 練習、普及・広報活動

第6条（交通費・経路等）

国内外の合宿及び遠征に係る交通費は、原則として本連盟が一括手配をすることとし、精算は行わないものとする。

2、集合及び解散場所と本人住居との区間交通費は、別表1のとおり支給する。なお、利用に関してはもっとも経済的な通常の経路および方法により利用公共交通機関の普通運賃を原則とする。ただし、身体障害者手帳保有者は、身体障害者割引制度をはじめ各種割引制度を利用した割引後の運賃を原則とする。

(1) 交通費の他に急行料金または、特急（含新幹線）料金を支給する。

やむを得ない事情により寝台列車を利用した場合は、寝台料金を加算支給することができる。

(2) 片道 650 km をこえる旅程については航空運賃を支給することができる。

なお、航空運賃等はエコノミークラスを原則とし、身体障害者割引制度をはじめ各種割引制度を利用した割引後の実費を支給する。

(3) 以下のような場合は、他の経路で算出することができる。

- ・ 最も経済的な経路では、旅行時間又は運行時間の起因により用務開始時間に到着できない若しくは宿泊を伴う旅行となり経済的ではない。

- ・ 最も経済的な経路では旅行時間の大きなロスとなる。

※理事長にご相談ください。

- ・ 出発時間が早朝となる又は到着時間が夜間となる。

（目安としては、発地最寄駅を 8:00 前に出発又は 20:00 以降に着地最寄駅に到着する旅行とします。）

3、やむを得ない事情により別行動をとった場合の交通費、または練習・普及・広報活動等に係る交通費で、個人手配が必要な場合は、支給する場合がある。ただし、業務の都合もしくは天災等やむを得ない事情で公共交通機関を利用することができない場合は、実際に利用した経路の実費を支給する。ただし、証明書の提出が必須である。

第7条（宿泊費）

国内外の合宿及び遠征に係る宿泊費は、原則として本連盟が一括手配をすることとし、精算は行わないものとする。

第8条（食費）

国内外の合宿及び遠征に係る食費は、原則として本連盟が一括手配をすることとし、精算は行わないものとする。ただし、宿泊と一緒に付いているものに限る。

2、個人での飲食費は支給しない。

第9条（自家用車等による出張）

自家用車等の利用は、原則として認めない。助成金等、交通費支給の非対象とする。

ただし、相当額の自動車保険加入者（自家用車に限る）が、やむを得ない理由により事前に理事長の承認を得た場合に限り実費を支給する。その際、ガソリン代・有料道路通行料・駐車料について領収書等を提出し、精算するものとする。

ただし、ガソリンについては出発前に本人負担で満タンし、写真撮影等の証明（走行距離の表示も含む）を精算時に提出する。

第10条（旅費の請求）

第2条により依頼を受けた者が、第6条2項、第6条3項、第9条など旅費の請求は、旅行後15日以内に請求しなければならない。

なお、請求する際、領収書もしくは、明細書などを提出しなければならない。

2、受け取れる領収書もしくは、明細書・利用証明書などの提出が無いものは支給しない。

第11条（旅費の清算）

旅行前、概算による旅費の支給を受けた時は、帰省後30日以内に精算するものとする。

なお、精算する際、領収書もしくは、明細書などを添付して提出しなければならない。

2、受け取れる領収書もしくは、明細書・利用証明書などの提出が無いものは支給しない。

第12条（旅費の調整）

特例として、理事会の決議にもとづき旅費を増減することができる。

第13条

本規程は、総会または理事会で変更することができる。

付 則

この規程は平成29年4月10日以後の出張から適用する。

平成28年4月1日 施行

平成29年4月8日 改正

別表 1

交通費	国内・海外	自宅⇄集合・解散場所※ 1	実費支給
	国内	集合・解散場所⇄合宿地等	状況に合わせて対応
	海外	集合・解散場所⇄合宿地等	本連盟手配
宿泊費	国内・海外	遠征・合宿	本連盟手配
	国内・海外	集合前泊・解散後泊等	支給なし※ 2
雑費・日当	国内・海外		支給なし

※ 1 原則として、自宅⇄集合・解散場所の乗車券（状況によって、特急券等）の往復分を購入することで、助成金による、交通費支給対象とする。

なお、目的地までの乗車券（状況によって、特急券等）を購入していない場合や、片道のみ（自己事情による、自宅最寄駅もしくは、集合・解散場所以外での購入等）は、助成金による、交通費支給は非対象とする。

○支給対象の例

・遠方のため、前日に出発し、親戚・友人等の家に泊まり、翌日に集合場所までの乗車券を購入したケース（但し、当日に出発した場合、8 時前になることを前提とする）

往路：自宅最寄駅－〇〇駅 前泊 〇〇駅－集合場所

復路：解散場所－自宅最寄駅

（なお、前泊の為に下車した駅は、翌日には同駅から出発ください。）

○支給非対象の例

- ・自宅から目的地へ行く途中の駅に下車し、メンバーや友人等の車に乗ってもらうケース
- ・帰宅途中、寄り道等でもっとも経済的な通常の経路から外れているケース 等

※ 2 原則としては、支給なしですが、やむを得ない事情や、海外遠征の行程によって、集合前泊・解散後泊しなければならないと、理事長が認めた場合のみ、支給する。

付則

新幹線利用特別規則

近距離の交通手段でも、新幹線の利用を次の通り認める。

1. 原則として出発起点駅から 80 キロメートルを超える場合。
2. 前項の制限を受ける 80 キロメートル未満であっても次の区間を特別区間として新幹線の利用を認める。

① 東京－熊谷（64.7km）

② 博多－小倉（67.2km）

（参考：東京－小田原（83.9km）、東京－小山（80.6km）、新大阪－米原（106.7km）